

福島県郡山光風学園虐待防止マニュアル

利用児童の人権擁護及び利用児童への虐待防止を図るため「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成29年3月 厚生労働省編）に基づき、下記のとおり実施する。

1 虐待防止に関する委員会の設置

- (1) 虐待防止に関する委員会を設置し、虐待の防止を図る。
- (2) 虐待防止に関する委員会は、虐待防止責任者を園長とし、次長、総括、虐待防止担当職員で構成する。なお、必要に応じ郡山光風学園苦情解決制度の活用を検討する。
- (3) 委員会の開催は職員会議を兼ねることとし、必要な場合は都度開催する。

2 未然防止のための対策について

- (1) 職員の問題意識の明確化のため「職員行動指針」を制定するとともに、研修や掲示物により意識啓発を行う。
- (2) 虐待防止にかかるチェックリストを作成し定期的を実施することにより、職員の意識等を点検する。
- (3) 利用児童及びその保護者からの苦情等については、苦情解決制度に基づき適切に対応する。
- (4) 虐待防止や権利擁護に関する外部研修に積極的に参加する。

3 早期の発見・対応のための対策について

- (1) それぞれの利用児童の変化に留意するとともに、虐待防止責任者及び職員が利用児童及びその保護者等に定期的に聞き取りを実施する。
- (2) 福島県立聴覚支援学校等関係機関との連携により、利用児童等の状況把握に努める。

4 再発防止の対策について

- (1) 虐待が発見・発生した場合には、まず利用児童の安全、安心の確保をした上で、事実確認のための調査、対応策や再発防止策などの対策を行う。
- (2) 虐待防止責任者は虐待を行った職員へ指導を行うとともに、事例の内容に応じ「障害児者福祉施設における事故等行政への報告について（通知）」（平成16年1月30日付15自第3069号）に基づいて報告を行う。
- (3) 虐待防止責任者は、職員研修及び支援技術の向上の強化を適切に行うこととする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。